

立川市骨髄移植ドナー支援事業奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「財団」という。）が実施する骨髄バンク事業（以下「事業」という。）において、骨髄又は末梢^{しやう}血幹細胞（以下「骨髄等」という。）を提供した者（以下「ドナー」という。）及びドナーが勤務する事業所等に交付する立川市骨髄移植ドナー支援事業奨励金（以下「奨励金」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 奨励金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 事業において骨髄等の提供を完了したドナーであって、当該完了した日において市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳に記録されている者
- (2) 前号に掲げるドナーが勤務している事業所等（以下「勤務事業所等」という。）。ただし、国、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人を除く。

(奨励金の額)

第3条 奨励金の交付額は、骨髄等の提供のための通院、入院、面接等に要した日数（以下「通院等の日数」という。）にドナーについては1日につき2万円、勤務事業所等については1日につき1万円を乗じた額とする。

2 通院等の日数は、次の各号に掲げる通院、入院、面接等に要した日数を合計したものとし、その上限は、7日とする。

- (1) 骨髄等の提供前の健康診断に係る通院
- (2) 骨髄等の採取の準備に係る通院又は入院
- (3) 骨髄等の採取に係る入院
- (4) 骨髄等の提供後の健康診断に係る通院
- (5) 前各号に掲げるもののほか、骨髄等の提供に関し、財団が必要と認める通院、入院、面接等

3 通院等の日数は、骨髄等の採取術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のための通院及び入院は、含まないものとする。

(奨励金の交付申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとする者のうち第2条第1号に該当するものは、骨髄移植ドナー支援事業奨励金交付申請書兼請求書(ドナー用)(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、骨髄等の提供が完了した日から1年以内に提出するものとする。

(1) 財団が発行する骨髄等の提供が完了したことを証明する書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 奨励金の交付を受けようとする者のうち第2条第2号に該当するものは、骨髄移植ドナー支援事業奨励金交付申請書兼請求書(事業所用)(第2号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、ドナーが骨髄等の提供を完了した日から1年以内に提出するものとする。

(1) ドナーとの雇用関係を証明する書類又はその写し

(2) ドナーについて財団が発行する骨髄等の提供が完了したことを証明する書類
又はその写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第5条 前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、奨励金の交付の可否及び交付額を決定するものとする。

2 前項の規定により奨励金を交付することに決定したときは骨髄移植ドナー支援事業奨励金交付決定通知書(第3号様式)により、不交付と決定したときは骨髄移植ドナー支援事業奨励金不交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により奨励金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をしたときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

(奨励金の返還)

第6条 申請者が偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたと認めるときは、交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した奨励金の全部若し

くは一部を返還させるものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、保健医療担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。